

TAKATSUKI

★ 農委だより

第107号
令和4年11月

編集・発行
高槻市農業委員会
〒569-8501
大阪府高槻市桃園町2番1号
TEL 072-674-7421

<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>

令和5年度
農地等利用最適化推進
策等に関する意見を提出



橋長会長から濱田市長に意見書を手交

10月4日、農業委員会を代表して、橋長俊彦会長・阪口和義副会長・常任委員が市役所本館2階特別会議室で「高槻市農地等利用最適化推進施策等に関する意見」を濱田剛史市長に手交しました。

本意見は、翌年度の市政や市予算に反映されるよう、毎年この時期に市長へ提出して

いるものとなりまして、市内10地区で開催された実行組合長出席の農政懇談会での意見を始め、農業関係団体等から広く出された現場の声や、農業者を代表する農業委員及び推進委員の意見・要望をもとに、9月16日に開催された農業委員会定例総会で議決されたものです。意見書は4つのテーマ「都市農業振興施策全般」「地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進」「農地の保全に向けた農業施設の整備」「農空間を取り巻く良好な環境の形成」と「付帯する意見・要望」で構成されており、特に今年度

現場の声を濱田市長に手交 肥料高騰への対策など要望

は、時々刻々と変化する社会情勢の影響を受け、日常生活を逼迫している物価の高騰は、農業資材等にも影響を及ぼしています。意外ではなく、農業への意欲を妨げ、遊休農地の増加の一因にもなりかねないという観点から、肥料等の高騰への対策を求めています。また同様に、耕作意欲を大きく低下させる原因となる有害鳥獣、とりわけジャンボタニシの駆除に関して、対策をさらに講ずるよう求めています。



意見提出後、濱田市長と意見交換

添った施策や支援も求めています。

意見書の概要

- 都市農業振興施策全般について
 - ▷肥料等の高騰に対する対応や税負担等の軽減、農業者との積極的な意見交換の実施など
- 地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について
 - ▷学校給食における地産地消の推進など
- 農地の保全に向けた農業施設の整備について
 - ▷農道・水路等の整備及び農業基盤保全事業の利用促進、農業用水の確保・保全など
- 農空間を取り巻く良好な環境の形成について
 - ▷有害鳥獣対策の充実・強化及びジャンボタニシの駆除、ため池や農地の安全確保など

【付帯する意見・要望】

- ▷各地区における要望

※全文は、市からの回答と合わせて次号に掲載予定

物価高騰で農業者に支援金を支給

昨今、化学肥料原料の高騰やその他資材等の価格が上昇しており、農業経営に影響が出ています。そこで、農業経営に及ぼす影響を緩和するため、国、府、市それぞれで補助事業を行います。3つの事業全てに申し込んでも可能です。各補助金の提出書類などの詳細等はHPで随時お知らせしますのでご確認ください。

【各種事業内容】

実施主体	高槻市	大阪府	国																																																											
事業名	販売農家物価高騰対策支援金	大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金	肥料価格高騰対策事業																																																											
支援内容	令和3年の販売金額1万円以上の農業者へ5,000円以上を支給(最大30万円を支給) (単価表は下欄参照)	令和3年確定申告書の販売金額50万円以上の農業者へ1万円以上を支給(最大700万円を支給) (単価表は下欄参照)	化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費についてその7割を支給 (令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料が対象)																																																											
支援対象者	市内農業者(個人または法人) (経営耕地面積が10a以上または令和3年中の農産物販売金額が15万円以上であること)	府内農業者(個人または法人)	化学肥料の低減に向けて取り組む5戸以上で構成される農業者団体																																																											
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年6月1日から申請日まで市内に住所または本店があること。 令和3年確定申告書の農業所得に係る販売金額があること。※確定申告を行っていない場合は令和3年中に1万円以上農産物の販売実績があること 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年6月1日から申請日まで府内に住所または本店があること 令和3年確定申告書の農業所得に係る販売金額が50万円以上であること、または認定新規就農者であること 	<ul style="list-style-type: none"> 化学肥料低減に向け、国が設定した取り組み項目の内2つ以上を実施すること(取組項目は下欄参照) 販売実績のある農家であること 																																																											
申込方法	高槻市農林緑政課へ郵送 (高槻市桃園町2-1)	大阪府オンラインシステムによるインターネット申込(困難な場合は郵送可)	JA、肥料販売店、農業者団体等へ申込(申込先は大阪府HPで公表予定)																																																											
申込期間	令和4年11月28日～令和5年2月20日	令和4年10月27日～12月26日	大阪府HPで公表予定																																																											
単価表・取組項目	<p>●高槻市支援金単価表</p> <p>(1) 確定申告をされている方または大阪府支援金を受給された方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>販売金額</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以上100万円未満</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>100万円以上300万円未満</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>300万円以上500万円未満</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>500万円以上1,000万円未満</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上</td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (1) 以外の方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>販売金額</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万円以上10万円未満</td> <td>5千円</td> </tr> <tr> <td>10万円以上</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	販売金額	支給額	50万円以上100万円未満	1万円	100万円以上300万円未満	3万円	300万円以上500万円未満	5万円	500万円以上1,000万円未満	10万円	1,000万円以上	30万円	販売金額	支給額	1万円以上10万円未満	5千円	10万円以上	1万円	<p>●大阪府支援金単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>販売金額</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定新規就農者</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>50万円以上100万円未満</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>100万円以上300万円未満</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>300万円以上500万円未満</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>500万円以上1,000万円未満</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上3,000万円未満</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>3,000万円以上5,000万円未満</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以上1億円未満</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>1億円以上2億円未満</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>2億円以上3億円未満</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>3億円以上5億円未満</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>5億円以上</td> <td>700万円</td> </tr> </tbody> </table>	販売金額	支給額	認定新規就農者	1万円	50万円以上100万円未満	1万円	100万円以上300万円未満	3万円	300万円以上500万円未満	5万円	500万円以上1,000万円未満	10万円	1,000万円以上3,000万円未満	30万円	3,000万円以上5,000万円未満	50万円	5,000万円以上1億円未満	100万円	1億円以上2億円未満	200万円	2億円以上3億円未満	300万円	3億円以上5億円未満	500万円	5億円以上	700万円	<p>●国の化学肥料低減に向けた取り組み項目</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>土壌診断による施肥設計</td></tr> <tr><td>生育診断による施肥設計</td></tr> <tr><td>地域の低投入型の施肥設計の導入</td></tr> <tr><td>堆肥の利用</td></tr> <tr><td>汚泥肥料の利用</td></tr> <tr><td>食品残渣など国内資源の利用</td></tr> <tr><td>有機質肥料(指定混合等を含む)の利用</td></tr> <tr><td>緑肥作物の利用</td></tr> <tr><td>肥料施用量の少ない品種の利用</td></tr> <tr><td>低成分肥料(単肥配合を含む)の利用</td></tr> <tr><td>可変施肥機の利用</td></tr> <tr><td>局所施肥の利用</td></tr> <tr><td>育苗箱(ポット苗)施肥の利用</td></tr> <tr><td>肥量・肥料銘柄の見直し(上記除く)</td></tr> <tr><td>地域特認技術の利用</td></tr> </tbody> </table>	土壌診断による施肥設計	生育診断による施肥設計	地域の低投入型の施肥設計の導入	堆肥の利用	汚泥肥料の利用	食品残渣など国内資源の利用	有機質肥料(指定混合等を含む)の利用	緑肥作物の利用	肥料施用量の少ない品種の利用	低成分肥料(単肥配合を含む)の利用	可変施肥機の利用	局所施肥の利用	育苗箱(ポット苗)施肥の利用	肥量・肥料銘柄の見直し(上記除く)	地域特認技術の利用
	販売金額	支給額																																																												
	50万円以上100万円未満	1万円																																																												
100万円以上300万円未満	3万円																																																													
300万円以上500万円未満	5万円																																																													
500万円以上1,000万円未満	10万円																																																													
1,000万円以上	30万円																																																													
販売金額	支給額																																																													
1万円以上10万円未満	5千円																																																													
10万円以上	1万円																																																													
販売金額	支給額																																																													
認定新規就農者	1万円																																																													
50万円以上100万円未満	1万円																																																													
100万円以上300万円未満	3万円																																																													
300万円以上500万円未満	5万円																																																													
500万円以上1,000万円未満	10万円																																																													
1,000万円以上3,000万円未満	30万円																																																													
3,000万円以上5,000万円未満	50万円																																																													
5,000万円以上1億円未満	100万円																																																													
1億円以上2億円未満	200万円																																																													
2億円以上3億円未満	300万円																																																													
3億円以上5億円未満	500万円																																																													
5億円以上	700万円																																																													
土壌診断による施肥設計																																																														
生育診断による施肥設計																																																														
地域の低投入型の施肥設計の導入																																																														
堆肥の利用																																																														
汚泥肥料の利用																																																														
食品残渣など国内資源の利用																																																														
有機質肥料(指定混合等を含む)の利用																																																														
緑肥作物の利用																																																														
肥料施用量の少ない品種の利用																																																														
低成分肥料(単肥配合を含む)の利用																																																														
可変施肥機の利用																																																														
局所施肥の利用																																																														
育苗箱(ポット苗)施肥の利用																																																														
肥量・肥料銘柄の見直し(上記除く)																																																														
地域特認技術の利用																																																														
H P	高槻市／【農業者向け】物価高騰に伴う支援金について 	大阪府／大阪府肥料価格高騰緊急対策支援事業(大阪府独自事業) 	大阪府／適正な施肥・土づくりに関する情報 																																																											
問合せ先	農林緑政課 TEL:674-7402	大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金事務センター TEL:06-4703-3121	(制度関連) 近畿農政局 生産部 生産技術環境課 TEL:075-451-9161(内線2371、2373) (申込関連) 大阪府HPで公表予定																																																											

遊休農地解消へ向けて 農地利用状況調査を実施

高槻市では、平成22年に遊休農地対策本部を設置しております。これは農業委員会・市・高槻市農業協同組合及びJAたかつき実行組合協議会で組織されたものです。市内農地の遊休化を未然に防ぎ、解消を目指して、毎年地区別に農地利用状況調査を実施しています。

今年も9月下旬から市内10地区において、農業委員、農地利用最適化推進委員や調査員である各地区実行組合長と協力し、農地利用状況調査を実施しました。事前に調査員の協力のもと遊

休農地と
思われる
農地をリ
ストアッ
プし、それ
らを周辺の
農地も合わ
せて確認を
しました。
また、昨
年度に遊休
農地が所
有者の意向通りに管理され
ているかどうかも含めて調
査しました。
これを踏まえ、遊休農地
と認められた農地に対し、
農地利用に関して意向調査

を行いま
す。
遊休農地対策本部では、
これまで通り実行組合長、
農業委員・農地利用最適化
推進委員など、地域の農業
者を中心となり、本市農業
の振興・農地保全に励み、
より一層関係機関との連携
を図りながら、遊休農地の
防止及び解消に向けて対策
本部一丸となつて取り組ん
でいきます。

遊休農地は周辺農地等へ
害虫や耕作状況の悪化など
の影響を及ぼすため、農業
者のみならずには引き続き
農地の維持管理をお願いし
ます。



各地区で農地の利用状況調査を実施

大阪版認定農業者を募集

「大阪版認定農業者制度」は、担い手の育成・確保を図るため、小規模であっても地産地消に取り組む農業者等を大阪府が認定する制度です。

認定を受けることにより、一定の要件の下、大阪府が実施する支援を受けることができます。申請の時期は年2回（7月と1月）です。

▽支援内容の一例

- ・大阪府北部農と緑の総合事務所の普及指導員による指導
- ・共同利用機械購入への補助金が利用可能

※内容は変更される場合があります。

▽条件

自ら生産した農畜産物等を府内へ出荷・販売し、5年後に年間販売金額50万円以上を目指す農業者。

※年間販売金額50万円以上を目指すことが困難な場合でも、大阪エコ農産物認証制度による認証を受けて出荷・販売を行う場合は認定可。

▽申請方法（1月申請）

令和5年1月31日（火）までに申請書を農林緑政課に提出。

※大阪エコ農産物の認証を受ける場合は、令和4年12月28日（水）までに大阪エコ農産物の申請書の提出も必要。

※大阪版認定農業者及び大阪エコ農産物の申請書は大阪府のホームページよりダウンロード可能。

問 合 先

農林緑政課 TEL 674・7402

大阪府農業委員会大会

令和4年度 大阪府農業委員会大会
主催 大阪府農業会議



挨拶を行う大阪府農業会議の中谷会長

10月18日、大阪国際交流センターで3年ぶりに大阪府農業委員会大会が開催されました。この大会は大阪府下の全農業委員会の委員が一堂に会するもので本市からも多数の委員が参加。大阪の農業の活性化や都市農業の振興に向けた提案が決議されました。
大会を通して、委員活動の強化に向けて決意を新たに、盛会のうちに大会を終えました。

Photo News



ヒマワリ・コスモス畑で自然と触れ合う親子

10月29日・30日の2日間、郡家新町で「ヒマワリ・コスモス観賞即売会」が開催されました。これは、地元の「芥川農業研究会」が毎年地域の農業者と市民との交流促進や休耕田を活用した景観形成を目的として、ヒマワリとコスモスの作付けを行っているものです。珍しく秋空に向かって咲くヒマワリと赤・ピンク・白の鮮やかなコスモスが調和し、多くの参加者を楽しませました。

郡家新町でヒマワリ・コスモスの観賞即売会

原地区で黒枝豆を収穫

10月15日・16日に原地区で黒枝豆の収穫イベントが開催されました。これは、地元の実行組合が協力し共同栽培に取り組み、「丹波黒大豆の枝豆」を地元の特産品にしようとする試みで、広く知ってもらうために行うものです。

今年も市内外から幅広い世代の方々が来場し、開始時間前から長い列を作り大盛況でした。原地区の自然豊かな田園風景のなかで、子ども連れの家族などの参加者たちは畑での収穫体験を楽しんでいました。



黒枝豆の収穫イベントに参加した子どもたち

学校学習田で稲刈り体験する小学生たち

収穫の秋に、9月から10月にかけて、市内各地の学習田で小学5年生が農業体験学習として稲刈りを体験しました。子どもたちが6月に植えた苗はすくすくと育ち、稲穂がたわわに実っていました。

子どもたちは、稲の根元をつかむことに苦労したり、慣れない鎌の扱い方に試行錯誤しながらも一生懸命に取り組んでいました。また、虫を見つけたり、昔の農機具を使った脱穀を体験したり自然に触れながら、地元農家の指導の下、真剣に話を聞いていました。



干歯こきを使って脱穀する小学生たち



稲刈り指導する木下委員